

30消安第916号
平成30年5月25日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

口蹄疫疑い事例及び防疫演習を活用した防疫体制の検証・強化について

平素から家畜防疫対策の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

口蹄疫の疑い事例の届出があった場合については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき対応いただいているところです。

本病は、平成22年の宮崎県における最終発生から8年が経過し、各都道府県においても検体の採材や送付を経験した家畜防疫員が減少している状況にあります。一方で、周辺国で継続して発生している現状を踏まえると、引き続き万全な防疫を維持し、万が一、本病が発生した場合の防疫体制を検証・強化する必要があります。

このため、口蹄疫疑い事例が発生した際の、特に、検体の採材及び送付について、当面の間、下記のと通りの対応をお願いします。

また、今年度以降、各都道府県で実施する防疫演習等においても、検体の採材や送付体制等を確認の上、初動対応等の防疫体制について改めて検証し、強化するようお願いいたします。

記

- 1 防疫指針第3の2（4）により、動物衛生課が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）に検体の提出を求めると判断した場合においても、検体の採材を行うとともに、防疫指針第3の3に準じて動衛研に検体を送付することとする（防疫指針第3の4の農場における措置及び同第3の6の陽性判定時に備えた準備は、要しない。）。
- 2 万が一、防疫指針第3の5の動衛研の病性鑑定で陽性と判定された場合には、直ちに防疫指針第3の4の農場における措置及び同第3の6の陽性判定時に備えた準備を開始する。

以上

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

口蹄疫疑い事例及び防疫演習等を活用した防疫体制の検証・強化について

今般、平成30年5月25日付け30消安第916号により、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から口蹄疫を疑う事例が発生した場合の対応について別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

従来、口蹄疫を疑う症状（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号に該当する症状。以下、「特定症状」。）が確認された事例においては、関係法令及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県が提出した疫学調査結果及び特定症状等の画像等をもとに、国は精密検査の必要性を判断し、診断のための精密検査の必要が認められる場合にあつては、都道府県は必要な検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下、「動衛研」。）に搬送し、精密検査により口蹄疫の診断が行われてきたところです。

今後、同通知に基づき、特定症状が確認された事例にあつては診断のための精密検査の必要性の有無に関わらず、北海道から動衛研に検体を搬送し精密検査を実施することとなりますので御承知ください。

なお、北海道が定める口蹄疫防疫対応マニュアルにあつて、口蹄疫発生を想定した対策本部設置準備等の防疫措置準備開始の起点は口蹄疫が否定できないとされた場合であるとしており、農林水産省が診断のための精密検査を実施する必要がないと判断した上で検体の提出を求める場合にあつては同記述には該当しませんので御留意ください。

連絡先
生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ主査(防疫)
電話:011-204-5441(ダイヤルイン)
電話:011-231-4111(内線27-783)
E-mail: hiramatsu.miyuko@pref.hokkaido.lg.jp

(別記) 送付先

北海道農業協同組合中央会

ホクレン農業協同組合連合会

北海道チクレン農業協同組合連合会

北海道ホルスタイン農業協同組合

全国農業協同組合連合会 札幌畜産生産事業所

北海道家畜商業協同組合連合会

一般社団法人 ジェネティクス北海道

一般社団法人 北海道酪農畜産協会

公益社団法人 北海道獣医師会

公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会

一般社団法人 北海道家畜人工授精師協会

公益社団法人 北海道畜産物価格安定基金協会

一般社団法人 エゾシカ協会

北海道牛削蹄師会

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部根釧農業試験場

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

一般社団法人 北海道配合飼料価格安定基金協会

北海道配合飼料卸商協議会

北海道養豚生産者協会

北海道指定種豚場協議会

北海道食肉センター運営連絡協議会

日本飼料工業会北海道支部

北海道動物器薬協会

株式会社 北海道畜産公社

株式会社 シムコ

プライフーズ株式会社北海道農場

イワタニ・ケンボロー株式会社札幌営業所

インターファーム株式会社 道南事業所

インターファーム株式会社 知床事業所

独立行政法人 家畜改良センター新冠牧場

独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場

農業大学校

北海道公共牧場会

酪農教育ファーム事務局 (ホクレン生乳共販課)

一般社団法人北海道乳業協会

学校法人八鉦学園

農林水産省告示第千八百六十五号

(平成二十三年九月二十八日農林水産大臣)

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を次のように定め、平成二十三年十月一日から施行する。

- 一 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

(抜粋)

○ 家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし

○ 症状

摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること。

同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

○ 対象とする疾病

口蹄疫

(注) (略)

二 (略)